

伊予市ホームページ「地域活動情報」掲載要綱

平成31年3月20日

伊予市告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報発信による地域活動の活性化につなげるため、伊予市ホームページ（以下「ホームページ」という。）において、市内の団体又は個人による地域活動情報（以下「地域活動情報」という。）を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 ホームページに地域活動情報として掲載することができる情報は、市内の団体又は個人が行う取組、出来事等地域の活性化に寄与すると認められるもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 形式 PDF
- (2) 容量 9メガバイト以下

(掲載料及び期間)

第3条 ホームページへの掲載料は無料とし、掲載期間は5年以内とする。

(掲載の申込及び決定)

第4条 ホームページへの掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、伊予市ホームページ「地域活動情報」掲載申込書（様式第1号）に掲載データを添えて、電子メールにより市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を電子メールにより申込者に通知するものとする。

(掲載基準)

第5条 申込者は、地域活動情報の掲載に当たり、団体名、電話番号等を掲載することができる。

2 市長は、掲載内容が次のいずれかに該当するときは、掲載を認めない。

- (1) 人権侵害及び名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) その他市長が情報掲載を適当でないと認めるもの

(掲載の取消し)

第6条 市長は、既に掲載されている情報について、前条各号のいずれかに該当

することが判明した場合は、直ちに掲載を取り消すものとする。

(掲載の取下げ)

第7条 申込者は、自己の都合により掲載を取り下げようとするときは、伊予市ホームページ「地域活動情報」掲載取下げ申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(肖像権・著作権)

第8条 掲載に使用する写真等の肖像権及び著作権は、申込者がその権利者から事前に許可を得た後に、市に掲載申込みを行うこととする。この場合において、使用する写真等の肖像権及び著作権に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、このホームページへの掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月20日から施行する。